

議案第100号

石垣市営住宅等指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 石垣市営住宅等 |
| 2 指定管理者となる団体 | 宮古島市平良字下里751番地3
リヴプラス株式会社
代表取締役 下地市朗 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

令和5年12月4日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。
これが、この議案を提出する理由である。